

浜松市消防局及び消防署のグループ制に関する要領

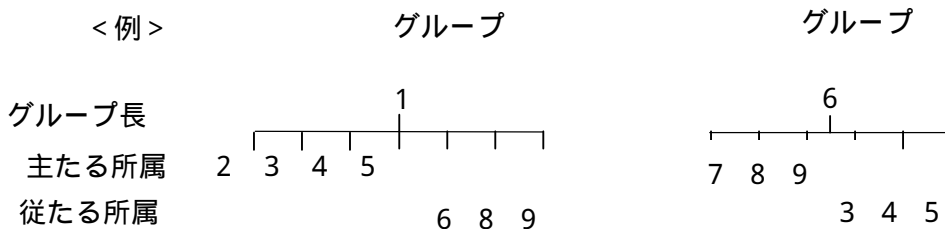
浜松市消防局及び消防署グループ制に関する要綱第8条の規定に基づき、グループ制に関し必要な事項を次のとおり定める。

- 1 グループ制導入の目的は、現有的人材の中で、課の所掌事務を執行するに最も効果的・効率的なグループ編成を所属長が判断し設置することにより、組織の機動性・柔軟性を高め、効果的な組織運営を図ることにある。従って、グループ長資格職員の数を基本的にグループを設定することは、グループ制の趣旨に合わないため、行わないものとする。
なお、グループは、その時々業務に応じて再編することができるものであり、年度途中においても新規業務への対応など、必要に応じて編成の見直しを行うことも可能とする。

グループ数の設定に当たっては、これまでの係数又はグループ数を目安とし、細分化しすぎないように特に留意すること。

グループのレイアウトについては、係制のように必ずしもグループ単位でまとまるのではなく、複数グループで1つとするなど、より柔軟なレイアウトを検討すること。

- 2 グループへの職員配置に当たっては、職員の能力を有機的に組み合わせ、どのように事務を配分すれば最も効率がよいか、職員の能力及び適性を考慮して執行体制を整える。
グループ員（グループ長を含む。）は、原則として複数のグループに属するものとするが、主たる所属グループを決めておくものとする。ただし、2つ以上のグループ長を兼ねることはできないものとする。また、2つのグループが仕事の増減に応じて時期的に1つのグループとして活動するなどの柔軟な職員配置を行うものとする。なお、小規模課等においてグループを編成しなくても業務が効率的に執行できると判断されるときは、グループを編成しなくてもよいものとする。



また、グループの名称は、市民に業務内容がわかりやすい名称とするとともに、「庶

務グループ」などの一般内部事務の名称は、できるだけ使わないものとする。

- 3 グループ長は、グループ員の協働者として、自らの経験と知識でグループ員への援助・指導を行いながら業務を執行し、その進捗状況や成果を所属長に報告するものとする。
- 4 起案文書の立案については、グループ長は上司に報告する内容をまとめた責任者として押印する。また、グループ員の押印欄は設けていないことから、業務の遂行については常にグループ員間の連絡調整を密にしておく。

なお、起案文書は、浜松市文書規則に規定する総括文書主管課の定める様式を使用するものとする。

- 5 グループ編成の報告については、概ね次のとおりとする。

(4月異動の場合)		
人事異動内示	3月 下旬	人事課
グループ設定依頼		消防総務課 各課
共同利用サーバーへの入力		各課 グループ設定システム
(その他)		
グループ編成の相談、調整	随時	各課 消防総務課
共同利用サーバーへの修正入力		各課 グループ設定システム

… 所属長が異動の場合は新所属長と協議する（新設の課にあっては人事異動内示以降の手续とする。）